（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第五十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第五十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第五十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（信用基金の増減）

第十八条　法第五十四条第一項の信用基金は、毎事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の信用基金の額は、法第五十四条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十条の規定及びこの省令中独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十一条の二を削る改正規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第四十四条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第四十四条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第四十三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（信用基金の増減）

第十八条　法第四十六条第一項の信用基金は、毎事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の信用基金の額は、法第四十六条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人情報処理推進機構の項中「第四十五条第三項」を「第五十三条第三項」に、「第八条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。